

平成22年度第1回契約監視委員会が、平成22年10月5日(火)、労働者健康福祉機構18階会議室において開催されましたので、その議事概要についてお知らせいたします。

平成22年度 独立行政法人 労働政策研究・研修機構 第1回契約監視委員会議事概要

開催日及び場所	平成22年10月5日(火) 15:50～16:50 労働者健康福祉機構18階会議室	
委員	委員 阿部正浩(獨協大学経済学部教授) 委員 田極春美(三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)主任研究員) 委員 竹内啓博(公認会計士) 委員 小宮山訓章(JILPT監事)(議事進行) 委員 吉原和行(JILPT監事(非常勤))	
審議対象期間	平成22年度4月～6月に契約締結された案件 平成23年3月までに契約締結が予定されている調達案件	
1. 競争性のない随意契約 (平成22年度4月～6月契約締結)	22 件	
2. 一者応札・一者応募 (平成22年度4月～6月契約締結)	10 件	
3. 平成22年度契約事前点検	5 件	
	意見・質問	回答
委員からの意見・質問、それに対する回答等	下記のとおり	下記のとおり (注) 委員の最終的な意見は、回答欄に記入した。

意見・質問	回答
機構側から、審議案件について契約概要を説明し、全体をご審議いただいた。	
1. 競争性のない随意契約および一者応札・一者応募(平成22年度4月～6月契約締結) 【案件 1】 「システム関係の契約案件」 随意契約の案件について大分改善されているので、今後は一者応札の案件についてどのように進めていくべきか検討する必要がある。	一者応札の案件のほとんどはシステム関係の契約である。応札できる条件として、SEの力量やシステム障害の復旧のリスク等の面が考えられる。ただ、開発ベンダーはコスト的に安く抑えられることと併せて他社にとってはリスクをコストに反映しなければならないことなどを考えると、開発者以外の応札は難しいと考えられる。一者応札はやむを得ないという印象である。 応札者を増やす努力はしており、形式的にはドキュメントを閲覧できれば契約できると思われるが、現実には見えない部分が存在し、国の場合も一者応札が多い。初年度が勝負であり、いったん開発者が運用保守の契約を締結してしまえば、2年目以降は同一業者になってしまうということが言えるのではないかと。
【案件 2】 「平成22年度第59回東京労働大学講座総合講座の会場借上げ」 一者応札の案件についてヒアリング内容を見てどう改善していくのか考える必要がある。例えば東京労働大学講座の会場借上げについては、ホームページを利用するという方策だけではなかなか応札者を得ることは難しいようである。公告の仕方を変えることも検討する必要があるが、一般的な相場を鑑みながら、会場を貸している業者を調べていただいて実施してほしい。	東京労働大学講座の会場借上げについては仕様書を工夫することにより対処したが、400人程度の講座であり、大教室を持つ大学に限定される可能性がある。

意見・質問	回答
<p>【案件 3】 「平成22年度情報システム運用支援業務の委託」「平成22年度総合的職業情報データベース及びキャリアインサイトD版の運用支援業務の委託」</p> <p>「平成22年度情報システム運用支援業務の委託」のように公告期間を長く設定しているものがあるが、「平成22年度総合的職業情報データベース及びキャリアインサイトD版の運用支援業務の委託」の案件については公告期間を平日10日間、公告期間終了後3日後の入札実施とのことだが、システム関係であることから入札までの積算期間をもう少し長くした方がいいのではないか。</p>	<p>公告期間については、今までは平日10日間以上としていたが、今後は平日12日間以上に見直して、入札を実施することとしており、入札に必要な積算期間についても、入札の内容に応じて適正に設定することとしている。</p>
<p>【案件 3】 競争性のない随意契約および一者応札・一者応募全般について</p> <p>一般競争入札に移行して3者、4者が応札するようになった成果があることは評価でき、ほとんどのものが競争入札に移行されていると思う。今回の案件でも随意契約あるいは一者応札の案件となってしまったものは、致し方ないと言えるかもしれない。</p> <p>また、契約の適正化という本委員会の目的を考えれば、今後は、この随意契約および一者応札案件を審議するにあたって、提出してもらう資料に価格や入札の経緯だけでなく、もう少し詳しい資料、例えば仕様書の内容の詳細説明や応札者の開拓といったこと等について資料に盛り込んでもらいたい。</p>	<p>今回の案件について、早急に資料を送付する。また、次回より資料に盛り込むようにする。</p> <p>【委員最終意見】 改善策の実施により競争力が高まったと認められる。</p>
<p>2.平成22年度契約事前点検</p> <p>【案件 1】 「平成22年度未までに契約締結予定案件」全般について</p> <p>仕様書を拝見し、公告日から入札日までに期間をあけているものとそうでないものがある。案件によって分けている印象があるがどのような意図か。</p> <p>案件によって違いがあるかもしれないが、そのような取組は評価できる。継続して行ってほしい。</p>	<p>入札公告最終日に仕様書を受け取りに来る業者もいるため、仕様書を読み込むために日数が必要な案件については、入札日までの期間を長くとるようにしている。</p>
<p>3.全般</p> <p>随意契約の見直しを行った結果、整理がついてきた。契約方式の見直しについては成果が見られるので、次回から入札までの経緯や仕様書の内容の見直し等についても資料の提出をお願いしたい。</p>	<p>次回以降、資料内容に追加し、見直しを行うこととする。</p> <p>【委員最終意見】 改善策を適切に実施していると認められる。</p>